

公益社団法人 掛川市シルバー人材センター

女 性 委 員 会 規 約

(目 的)

第 1 条 本委員会は、女性会員相互の連帯と親睦を基調として設置し、女性会員の確保、女性会員の就業機会拡大、並びに女性会員が生き生きと活躍できる取り組み等の企画立案・実践を通して、女性会員の生きがい充実、及び公益社団法人掛川市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）の活性化を図ることを目的とする。

(事 業)

第 2 条 本委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 女性会員の確保に資する活動。
- (2) 女性会員の就業機会拡大に資する活動。
- (3) 女性会員が生き生きと活躍できる取り組み等の企画立案・実践。
- (4) 女性会員向け文化活動・研修会等の開催。

(活動対象)

第 3 条 本委員会は、センターの女性会員並びに会員となり得る一般女性市民を主たる対象として活動に取り組むものとする。

(役員・委員)

第 4 条 本委員会の役員・委員には、下記によりセンターの女性理事を充て、委員長、副委員長を互選により選出する。

委員長 1 名

副委員長 1 名

委員 委員長、副委員長以外の女性理事

- 2 委員会の運営において、必要に応じて一般女性会員を委員として招聘することができる。
- 3 委員会の運営において、必要に応じて外部の有識者等を委員として招聘することができる。

(職 務)

第 5 条 委員長は、会を代表して会務を総括し、必要に応じて活動内容を理事会に報告する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が会議等に出席できない場合は、その職務を代行する。

3 委員は、第 2 条の事業に関し、日頃より女性会員の意見を傾聴し、計画の企画立案、執行及び一般会員に向けた各種情報の周知にあたる。

(任 期)

第 6 条 委員の任期は、定時総会における役員の改選任期に連動するものとする。

(報 酬)

第 7 条 委員の報酬は無報酬とする。ただし、2 年毎の役員改選時には、記念品を贈呈するものとする。

2 第 4 条第 3 項に規定する外部有識者等を招聘した場合の報酬は、社会通念上当該有識者の報酬として妥当な額を別途支給するものとする。

(事務・経費)

第 8 条 本委員会の事務所は、掛川市掛川 910 番地の 1 のセンター内に置く。

2 委員会の事務は、センター事務局が行う。

3 本委員会に要する経費は、センターが負担する。

(会 議)

第 9 条 会議は、委員長が必要と認めた都度招集する。

(委 任)

第 10 条 この規約で定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 8 年 9 月 16 日から施行する。